

## 6 相 続 税

### 統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成15年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績についても調査している。

相 続 税 の 税 率					
	800万円以下の金額	.....	10%	1億円を超え2億円以下の金額	..... 40%
	800万円を超え1,600万円	"	..... 15%	2億円 " 4億円	" ..... 50%
	1,600万円 " 3,000万円	"	..... 20%	4億円 " 20億円	" ..... 60%
	3,000万円 " 5,000万円	"	..... 25%	20億円を超える金額	..... 70%
	5,000万円 " 1億円	"	..... 30%		

### 6 - 1 課税状況

	相続人の数	金 額
	人	千円
取得財産価額	21,702	1,921,063,192
債務控除額	11,428	257,422,042
加算贈与財産価額	2,293	8,279,568
課税価格	実 21,697	1,671,910,873
相続税額	算出税額	21,377 293,954,300
	2割加算額	1,367 1,493,343
	計	21,377 295,447,643
税額控除等	贈与税	1,058 675,592
	配偶者	3,918 84,091,518
	未成年者	350 114,445
	障害者	345 360,312
	相次相続	1,097 3,177,561
	外国税額	1 93
	計	実 6,321 88,419,521
差引税額	実 18,817	207,028,123
納税猶予額	1,091	24,957,792
納付税額	実 18,500	182,070,331
災害減税法による免除税額	-	-
遺産に係る基礎控除額	7,465	617,950,000

調査対象等：平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

用語の説明： 1 加算贈与財産価額とは、相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価格をいう。

2 2割加算額とは、相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。

3 納税猶予とは、相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額について、一定の要件の下に納税が猶予されることをいう。

4 相次相続控除とは、今回の相続の被相続人が死亡前10年以内に相続によって財産を取得していた場合に、今回の相続人の相続税額から前回の相続について被相続人に課せられた税額の一定割合相当額が差し引かれることをいう。